

道教組

2020年2月17日発行

DOKYOSO NEWS VOL.566

教職員とその家族を守る
全教自動車保険

5つの特徴

- ①無事故割引を引き継ぎます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78

TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472

1月24日まで3回にわたって、道教委に対し、定員・教育予算交渉を行いました。

最終交渉には道教委佐藤教育長が出席し、超勤解消について「教員の業務負担を軽減し、長時間勤務を解消することは喫緊の課題である」との認識を示し、「教員の健康及び福祉の確保が図られるようアクション・プランに掲げる具体的な取組を着実に実行し、業務削減や教育環境の整備を進めていく」と回答しました。

今年の交渉では、これまで「管理運営事項」(※1) だとして交渉項目に上げることができなかった「研修の精選」「授業時数確保」についても回答を得ることができました。「研修の精選」「授業時数確保」は、ともに、私たちの勤務に密接に関わるもので、これらの具体の検討なしに、長時間過密労働の解消は前に進みません。教職員の長時間過密労働解消について、この間の世論の高まりが、道教委を動かし、重要な確認を導き出したとも言えます。

また、「勤務時間の割振り」の対象業務が「対外運動競技等の当番校業務、及びその事前準備業務」に拡大されました。

道教委 定員・教育予算交渉
超勤解消について、
教育長は
「喫緊の課題」との認識を示す

定員・教育予算交渉の結果

1 超勤解消について (教育長)

教員が、質の高い教育を行うため、教員の業務負担を軽減し、長時間勤務を解消することが喫緊の課題であると認識。教員の健康及び福祉の確保が図られるようアクション・プランに掲げる具体的な取組を着実に実行し、業務削減や教育環境の整備を進めてまいらる。

2 研修の精選について (教職員課服務担当課長)

教職員研修にあつては、学校や教職員の過度な負担とならないよう効率的な研修の実施に努めるとともに、市町村教育委員会に対して重複した内容の研修の整理等を行うよう、周知していく。

研究指定は、地域の教育課題の変化を踏まえて精査・精選するなど、必要性が乏しくなった研究指定事業が存続することがないよう不断の見直しが必要と考える。

3 授業時数確保について (教職員課服務担当課長)

教育課程の編成に関して、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導體制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、不測の事態に備えることを過剰に意識することなく、教育課程の実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言していく。

4 割振り変更対象業務 (教育長)

「対外運動競技等の当番校業務、及びその事前準備業務」を新たに対象業務に加えることとする。

*これまでの業務含め、14業務へ拡大。今後、要領を改正した上で、事務執行に当たつてのQ&Aとともに、年度内に通知を发出。4月1日から施行する。

※1 「管理運営事項」
地方公務員法の規定で、「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。」(第55条第3項)とされているため、勤務条件に密接に関連することでも「管理運営事項」として多くの項目が交渉項目とはされてきませんでした。

在校等時間の上限に関する交渉

月45時間、年間360時間の

勤務時間上限設定に法的根拠

昨年12月の改定給特法成立に伴い、文科省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針として格上げしました。それに伴い、道教委は、2月27日開会の道議会において、給特法条例の一部を改定し、可決後に、道立学校については、指針を踏まえ1ヵ月と1年間の時間外在校等時間（※2）の上限を教育委員会規則に追記する予定で、4月1日から施行するとしています。

市町村立学校については、道の給特法条例改定をふまえ、市町村の教育委員会規則に1ヵ月と1年間の時間外在校等時間の上限が追記されます。

道教委は、すでに「北海道アクション・プラン」で「教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1ヵ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする」と、在校等時間の上限指針と同様の目標を掲げていますが、条例に書き加え、法的根拠をもたせることにより、業務量の適切な管理等の措置の実効性を高めることを目的としています。

道教組は、2月14日、道教委に対し、在校等時間の上限に関して交渉を行いました。

在校等時間の上限に関する交渉の結果

1 在校等時間の上限の条例・規則化の目的・趣旨

文部科学省が昨年1月に策定した「上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げすることに伴い、道においても、業務量の適切な管理等の措置の実効性を高めることを目的とするもの。

校務として行われる業務については、時間外勤務を命じられていないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが働き方改革を進める上で必要不可欠。

（道教組・道高教組の指摘）「業務であることに変わりはない」のであれば、「労働時間」として認めるべきだ。改めて、給特法を改正して時間外勤務手当を支給するよう国に要望することを求める。

2 「教育職員の業務量の適切な管理」とは何か

教育職員のサービスを監督する教育委員会が、業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備など、在校等時間を縮減するために実施する取組全てを指すもの。

（道教組・道高教組の指摘）「業務『量』の適切な管理」なので、「業務『量』の削減」も含むものと理解するのが当然だ。教職員定数の改善はもちろん、業務の思い切った削減や廃止を実施するなど実効あるとりくみにすべきだ。

3 時間外勤務の上限についての考え方

教育職員が、その上限まで勤務することを推奨するものではない。

4 「時短ハラスメント」や「虚偽記録」の防止

決して、教員等に上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと、また、形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないことについて、周知・徹底する。

（道教組・道高教組の指摘）今回の提案は、業務削減や定数改善など具体策が示されず学校現場に「丸投げ」され、管理職にできることは極めて限られているため、「周知・徹底」の実効性には大いに疑問。実効性ある改善をすすめること、また、時短ハラスメント等の相談には真摯に対応することを改めて求める。

5 「月100時間、年間720時間」の特例的扱いについて

例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定され、これらの場合に該当するか否かについては、サービス監督権者である教育委員会や校長が、状況に応じて判断する。

（道教組・道高教組の指摘）この特例は、厚労省が示す過労死ラインそのものであり、このような上限まで認めることを規則に定めることは、到底容認できない。運用する場合も極めて限定的なものとなると確認する。現場で判断する校長に対し、相当に明確な事由がない限り特例的扱いとしないよう周知・徹底することを求める。

※2 「在校等時間」

昨年1月に文科省が示した勤務時間の「上限ガイドライン」で、これまで「自主的・自発的業務」だとしてきた時間外勤務について、業務が長時間化している実態を認めただで勤務時間把握の対象としたものの、残業代の発生する労働基準法上の「労働時間」には含まれないとし

て新たに持ちだした概念。

在校等時間の考え方は、「在校している時間」に、研修や引率など校外での業務時間を加え、そこから休憩時間や、「自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」「その他業務外の時間」を減じたもの。「自己研鑽」「その他業務外」は、自己申告により減ずる。